

<p>事務長</p>	<p>ただ今から第125回通常組合会を開会いたします。 本日の会議は、議員選出後最初の組合会であります。 このため、議案書の2頁の次第にありますように、議長及び副議長が選出されるまでの間、仮議長を選出して会議を進めることになっています。 仮議長の選出にあたりましては、慣例により、最年長の議員の先生があたることになっておりますので、滑川議員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(特に反対の意見なし)</p>
<p>事務長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、滑川議員に仮議長をお願いいたします。 滑川議員、議長席にご移動をお願いします。</p> <p>(滑川議員議長席へ移動)</p>
<p>滑川仮議長</p>	<p>慣例によりまして、正副議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。</p>
<p>滑川仮議長</p>	<p>早速ですが、議案書2頁の次第に従いまして進めてまいります。 はじめに、資格確認を行います。 ただ今の出席者数は、22名で、過半数を超えておりますので、国民健康保険法施行令第13条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
<p>滑川仮議長</p>	<p>それでは4の議長、副議長の選出に入ります。 議案書の3頁をご覧ください。 記載されておりますように、組合会議員の任期満了に伴い、議員の改選がありましたので、組合格約第35条の規定によりまして、議長、副議長の選出を行うものであります。 その選出方法については、選考委員会あるいは推薦などもありましたが、どのようにしたらよろしいでしょうか、ご発言を求めます。</p> <p>(5番 木村議員 挙手)</p>

滑川仮議長	5番 木村議員。
5番 木村議員	<p>5番の木村です。当医師国保組合を取り巻く厳しい運営環境を考えれば、いかに安定した組合運営を図っていくかについて、慎重な審議を重ねるための、適切な議事運営は不可欠なものであります。</p> <p>そこで、皆様のご了解が得られましたら、引き続き議長を滑川議員に、副議長を松岡議員にお願いしたいと思っております。</p>
滑川仮議長	<p>ただ今、5番の木村議員から、議長に滑川、副議長に松岡議員との推薦がありました。ほかにどなたかご発言ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
滑川仮議長	<p>ほかにご発言がないようなので、議長には私、滑川副議長には、秋田支部の松岡議員に決定してご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
滑川仮議長	<p>ご異議がないようですので、議長を滑川、副議長を松岡議員に決定いたします。大変ありがとうございました。</p>
滑川議長	<p>それでは、議事に入る前に、議長就任にあたりまして一言ご挨拶をいたします。</p>
滑川議長	<p>ただいま皆さまより選出されました議長の滑川です。1期2年間、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(2番 三浦 由太 議員 午後3時32分 入室・着席) (22番 工藤 透 議員 午後3時34分 入室・着席)</p>
滑川議長	<p>それでは議事を進めてまいります。</p> <p>議案書1頁をお開きください。</p> <p>仮議席のついた議員名簿を掲載してありますが、この仮議席を正式な議席といたしたいので、ご承認をお願いいたします。</p>

	(異議なしの声)
滑川議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、この度の改選により、3名の先生方が交代しておりますので、新しく議員に就任された先生を私からご紹介いたします。</p> <p>お名前を読み上げますので、ご面倒でも挙手をお願いします。</p>
滑川議長	<p>由利本荘支部の川上宏一（かわかみ こういち）議員</p> <p>湯沢雄勝支部の後藤充男（ごとう みつお）議員</p> <p>今日、欠席されておりますが、鹿角支部の池上俊哉（いけがみ としや）議員が選出されております。</p>
滑川議長	<p>以上で紹介を終わります。</p> <p>続いて、5の議事録署名人の選出であります。慣例によりまして、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
滑川議長	<p>ありがとうございます。異議なしとの声がありますので、指名いたします。</p> <p>12番の 熊谷 理夫（くまがい たかお） 議員</p> <p>15番の 渡辺 一（わたなべ はじめ） 議員</p> <p>のお二人の方をお願いいたします。</p>
滑川議長	それでは、ここで大野理事長から挨拶をお願いいたします。
大野理事長	<p>(別紙のとおり挨拶)</p> <p>(26番 児玉 光 議員 午後3時38分 入室・着席)</p> <p>(26番 児玉 光 議員 午後3時41分 退室)</p> <p>(26番 児玉 光 議員 午後3時44分 入室・着席)</p> <p>(6番 小泉 達朗 議員 午後3時55分 入室・着席)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、理事長から挨拶をいただきましたが、ご質問等何かございましたら、お願いいたします。</p>

	(発言なし)
滑川 議長	<p>特にないようですので、次の7の議事に入ります。</p> <p>「議案第1号 平成29年度事業報告認定について」から「議案第3号 平成29年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」までの3件は、関連がありますので、一括議題といたします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
大高常務理事	(議案第1号を説明)
	(説明途中、物故された方々に対し黙祷を捧げる)
櫻庭常務理事	(議案第2号を説明)
	(19番 佐藤 裕明 議員 午後4時25分 退室)
	(19番 佐藤 裕明 議員 午後4時28分 入室・着席)
櫻庭常務理事	(議案第3号を説明)
滑川 議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ここで、監査報告をお願いいたします。</p>
高橋 監事	(議案書69頁の監査報告を読み上げる)
滑川 議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号から議案第3号までの質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(発言なし)
滑川 議長	<p>ご発言がないようですので採決に入ります。</p> <p>最初に、「議案第1号 平成29年度事業報告認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)

滑川議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「議案第2号 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。</p>
滑川議長	<p>次に、「議案第3号 平成29年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。賛成多数ですので原案のとおり認定することにいたします。</p>
滑川議長	<p>続きまして、「議案第4号 平成29年度一般会計決算剰余金処分について」を議題といたします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
櫻庭常務理事	<p>(議案第4号を説明)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号の質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等何かございませんか。</p> <p>(2番 三浦議員 挙手)</p>
滑川議長	<p>はい、三浦議員。</p>
2番 三浦議員	<p>2番の三浦でございます。繰越金にするのは賛成なのですが、ひとつの金融機関に預けるだけではなくて、少し分散したらよいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>

櫻庭常務理事	ペイオフのことをご心配されてのご質問だと思いますが、利息の付かない決済用預金で賄っていますので、そうであれば、事務の手続き上、事務のやり方として単純で間違いが少ないのではないかと考えております。
2 番 三浦議員	当座預金にしているということですか。
櫻庭常務理事	当座ではなく決済用預金ということでペイオフ対象外の預金という意味です。よろしいでしょうか。
2 番 三浦議員	はい。
滑川議長	他にありませんか。
	(発言なし)
滑川議長	では、ご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第4号 平成29年度一般会計決算剰余金処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
滑川議長	次に、「議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」、を議題とします。 説明をお願いいたします。
櫻庭常務理事	(議案第5号を説明)
滑川議長	ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました議案第5号の質疑を行います。 ご質問、ご意見等何かございませんか。

滑川議長	<p>(発言なし)</p> <p>ご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第5号 平成30年度一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。</p>
滑川議長	<p>以上で予定されておりました議案の審議は終了いたしました。 ありがとうございました。</p>
滑川議長	<p>続いて、8の「役員選挙」に入ります。 議案書の79頁をご覧ください。 現在の理事及び監事の先生方の任期がこの7月31日をもって満了するため、組合同規約第38条の2に定めるところにより、次期役員を選出する必要があります。 その選出にあたりましては、具体的な手続等は定められておりません。 選出にあたり、議員の先生方から、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(18番 吉方議員 挙手)</p>
滑川議長	<p>はい、吉方議員。</p>
18番吉方議員	<p>18番の吉方です。この件につきましては、執行部一任でお願いしてはどうでしょうか。</p>
滑川議長	<p>ただ今、18番、吉方議員から現執行部に一任したらどうかのご発言がございましたが、吉方議員のご意見に賛成の方は拍手をお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>

滑川議長	<p>ただ今、執行部へ一任することに対しまして、拍手をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、役員の選出について、執行部に一任したいと思います。</p> <p>理事長において、役員の選出にあたりまして、何かお考えがあればご発言をお願いいたします。</p> <p>(理事長の指示に従い、事務局より資料 役員 (案) を配布)</p>
大野理事長	<p>(資料 役員 (案) を説明)</p>
滑川議長	<p>ただ今の理事長からのご提案は、現理事8名と監事2名の全員が留任するとの案であります。</p> <p>この提案について、特に異論がなければ承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p>
滑川議長	<p>ただ今、拍手をいただきましたので、理事長から提案されました理事及び監事の先生方を次期役員に選出することに決定いたします。</p> <p>役員を担っていただく先生方には、大変ご難儀をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
滑川議長	<p>なお、新しい理事による理事長、副理事長、常務理事の互選は、総代会終了後に理事の先生方で行っていただきたいと思ひます。</p>
滑川議長	<p>続きまして、9の「協議 医師国保問題検討委員会の継続設置並びに委員の選任について」、であります。</p> <p>説明をお願いします。</p>
福島副理事長	<p>(協議の提案理由を説明)</p>
滑川議長	<p>それでは、ただ今の説明に対し、質疑を行います。</p> <p>どなたかご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

滑川議長	<p>ご発言がないようですので質疑を終了いたします。</p> <p>医師国保問題検討委員会の継続設置とともに、新たな委員の選出に関する協議ですが、秋田県医師国民健康保険組合会議規程第21条の規定に基づき、議長の指名により委員を選出いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
滑川議長	<p>ご異議がないようですので、私から</p> <p>秋田支部の木村衛（きむら まもる）議員、 能代山本支部の山須田健（やますだ たけし）議員、 横手支部の曾根純之（そね すみゆき）議員、 大館北秋支部の遠藤勝實（えんどう かつみ）議員、 由利本荘支部の桑山明久（くわやま あけひさ）議員</p> <p>以上の5人を医師国保問題検討委員会の委員に指名します。</p> <p>委員に就任されました先生方には、ご難儀をおかけすることになりますが、よろしくお願いいいたします。</p> <p>なお、副議長の松岡議員と議長の私、滑川も委員会に参加することを申し添えます。</p>
滑川議長	<p>続いて、10の「その他」に入ります。</p> <p>何かございますか。</p>
事務長	<p>私から次回の組合会の開催日についてご連絡いたします。</p> <p>今回は平成31年3月2日土曜日です。また、来年度につきましては、平成31年7月27日土曜日と、平成32年2月29日土曜日に組合会を仮置きですが予定しております。後日お手紙でお知らせしますが、議員の皆さんの日程調整をお願いします。</p>
滑川議長	<p>今年度の組合会の日程及び平成31年度の組合会開催予定日のご説明でしたが、議員の皆さん何か質問等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>このほかに議員の皆さん何かございませんか。</p>

<p>滑川議長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>特にないようですので、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、第125回通常組合会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p> <p>以上、全議案の審議を終了し、午後4時51分に閉会した。</p> <p>以上のとおり、議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事録署名人ここに署名する。</p> <p>議長</p> <p>議事録署名人</p> <p>同</p>
-------------	---

第125回通常組合会 理事長挨拶

平成30年7月28日

今年の夏は全国的に暑く、特に西日本や東京では41度を超えるような大変な猛暑の連続に襲われていますが、さらに想像を超えるような甚大な被害をもたらしました水害、また九州の強い地震等々、地球温暖化のせいでしょうか、今年には自然災害が連続しております。各地の被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。またそのような厳しい天候とご多用の中をご出席いただきましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

本日の組合会は29年度決算を審議していただき、その後に新執行部を選任していただくのが主な目的です。

さて、この4月に医療と介護の一体改革が行われ、過去3年、医療費の伸びが年間5,000億円に抑えられていた社会保障と税の一体改革がほぼ一段落し、次の超高齢少子の多死社会を目前にして、更なる改革の大きな方針を、2040年頃を目途に策定していこうという流れに現在なっているようですが、日本の社会保障、医療保険の前途は極めて厳しいものがあります。

日本医師会の横倉義武会長は、財政制度等審議会の「新たな財政健全化計画等に関する建議」（5月23日）で出されている、

- (1) 給付率を自動的に調整する仕組みの導入
- (2) 医療費の適正化に向けた地域別の診療報酬の設定
- (3) 受診時定額負担の導入等

一については反対であり、独自に財政再建に向けての提言を行っています。

即ち

- ①健康寿命の延伸
- ②薬剤の適正処方に関するガイドラインの作成
- ③保険料の上限撤廃
- ④被用者保険の保険料率を協会けんぽ（10%）に合わせて引き上げ
- ⑤国民負担率の引き上げ
- ⑥企業の内部留保の給与への一部還元

一などです。

つまり日医は「生涯にわたる健康づくりの推進により、住民の健康寿命の延伸をはかり、医療費の適正化を図っていく必要がある。医療費削減ありきではなく、健康増進を目的とした政策の結果として医療費・介護費が抑制され、税収増による社会保障財源の確保等も期待できる。また一億総活躍社会を実現す

することも重要であり、その結果、社会保障が充実し、経済成長につながる。そのような取り組みを地域において進めていくことが重要である」という立場です。

考えるべき課題は数多くあるのですが、現在、当医師国保が直面しているのはもう少し、切羽詰まった問題、即ち高額医療費の発生とその対策としての保険料や組織の在り方、将来像の問題ではないかと考えます。本日はそれを中心としてお話しさせていただきたいと思います。

さて、何度かお話しているかと思いますが、超高額医療費が問題になったのは平成26年1月に1枚で2,400万円（人工心臓埋め込み）というレセプトが出たことです。これを含めて月100万円以上の高額医療費レセプトが平成26年度は1年間の合計で36枚、約1億1,160万円になりました。また平成27年度は合計35枚で7,782万円でしたが、その内、ある血液疾患の患者さん1人で年間4,470万円を使用しておりました。当組合の総保険給付費（レセプト総枚数：平成26年度は22,538枚、平成28年度は22,392枚）が年間3億3,000万円程度のうち、その約3分の1の1億円前後が100万円以上の高額レセプト（枚数にして35枚（0.16%）、人数では14人）です。ただし100万円以上の高額レセプトとはいえ、通常は1枚110万円から500万円程度で、平均して約170万円です。

しかし、その内たった2～3人のレセプトが年間1,000万円以上、合計5,000～8,000万円という超高額でありますと大きな影響を受けるわけです。つまり予算では間に合わず、積立金取り崩しか、緊急の保険料値上げをしないと対応できないと言う事になります。

実際、27年度は4,500万円、28年度には7,300万円の赤字が予想され、この突然発生した予期せぬ大きな金額を如何にして調達するか、またこれがいつまで続くのか、さらにこの年度は悪いことに32%の国庫補助金が5年かけて13%まで削減されるという補助金削減問題とも重なり、ダブルパンチの深刻な事態になりました。銀行借り入れ、法定積立金の使用、臨時保険料徴収などいろいろ対策を検討しましたが、結局、年度途中の保険料値上げ、即ち平成27年度10月から所得割1.43%を2倍近い2.57%に、さらに平等割を第1種組合員年額12,000円、第2種組合員年額18,000円上げることで対応し、急場をしのいだのですが、医療の進歩、医療の環境が大きく変わってきていることを実感させられたのでした。

しかし平成29年度は特に難しい問題がなく、上記超高額レセプトの2人の被保険者の方々も29年6月までに当組合を離れられたこと、27年度の値上げ、さらに30年4月に保険料賦課限度額を所得3,000万円から5,000万円までに改定したこと等から、29年度は単年度黒字が8,400万円、30年度への繰り越

しが2億1,900万円可能となりました。これを踏まえ30年度予算を補正し、予備費を2億8,000万円程度まで引上げたいと考えておりました。これは本日も審議いただきたいと思っております。しかしながら、これらの結果を得るために高年収の方々はかなり負担増となっております。

この超高額医療費問題については、全医連も今必死になって取り組んでおります。本年3月の宮城全医連会長から全医連国保問題検討委員会への諮問内容は3月の組合会でも申し上げましたように

- ①医師国保組合の将来について——組織再編も見据えて——
 - ②高額レセプトへの対応について——再保険化もふくめて——
 - ③特定保健指導の推進——第2期データヘルス計画策定と連動して——
- の3つです。

いずれも難しい問題で、各医師国保組合の構成や、積立金の有無、運営方法などがそれぞれ違っており、また社会環境も変わっており、次のような案が出てはいるのですが、現実にはいろいろ困難があります。

- ①国の32%から13%への補助金削減を中止させる、或は延期させる
- ②超高額医療を再保険化する
- ③大規模組織に切り替える。つまり少人数の組合では対応できないので、全国一本化、或はブロック毎の一本化など、大きな組織に切り替える。それによって組合員一人当たりの負担額を少なくする。
- ④従業員は協会けんぽ、或いは市町村国保などに移ってもらい、高齢者支援金の減額と高額レセプト数の減少を図るとともに、保険料改訂の自由度を大きくする、等です。

しかし、いずれも医師国保の組織再編にも関わってくる可能性がありますので、まだ集約され今後の方針が決定されるまでには至っておりません。この後、中間答申がなされる予定になっておりますが、最終答申には時間がかかりそうです。しかし喫緊の課題でありますので、自分たちで出来ることをまず考えてみるべきだと思います。

いろいろな意見の中で私が一つ注目しているのは医師国保を「医師とその家族のみの組合」としたという香川県等の意見です。

現在、全医連の中で「医師とその家族だけで構成する」組合は青森県や香川県など5組合ありますが、5月にそのうちの愛媛、宮崎、香川の3組合が集まって組合運営維持の今後を考える意見交換会を開催したそうです。その時の意見では「医師とその家族だけ」の組合という形は

- ①前期高齢者納付金が少なくなる

②これまでは、従業員一人当たりの収入と支出の相関で見ると、保険料より支出が高く、医師組合員の支えにより成り立っていたが、従業員に協会けんぽに加入してもらう事により、医師組合員の負担の公平化に寄与している。

③また従業員にもメリットがあり、従業員の協会けんぽへの移行は、すんなり行われた。

——等でありました。示唆に富む貴重な経験だろうと思います。関連してそのほかにも現在、私たちが抱えている問題は幾つかあります。長くなりますので項目だけ申し上げますが、これらも同時並行して考えなければなりません。

①予期できない、突発する超高額医療レセプトへの対策——積立金増額か、予備費による対応か、柔軟な保険料徴収方法の設定か、一時借入か等。

②組合員の減少——秋田県医師国保の被保険者数は少しずつですが減少傾向です。全医連でも同様で年間おおよそ 1.5%前後（平成 28 年度の被保険者数は 310,772 人。前年の 27 年度から 4,355 人）の減です。

③低収入者や家族の保険料の軽減——当医師国保の子供や低収入の組合員の保険料は割高です。このままでいいのかどうか、家族の平等割の在り方もこれでいいのかどうか検討が必要です。

④特定健診や保健指導を含めて疾病予防対策の充実とペナルティ回避、その他。

なお、参考までに昨年の東北・北海道の保険料状況をみますと全組合で値上げ改訂が行われていますが、医師とその家族のみを被保険者とする青森県が値上げ後であっても市町村国保より大幅に安いとのこと。

全協でもこの高額医療費問題を無視しているわけではなく、制度研究検討委員会を立ち上げ、検討を進めています。例えば、現在の高額医療費共同事業を再保険方式、又は共済共同方式とし、1件・月当たり診療報酬請求額が 1,000 万円以上を対象に、交付された後の負担増を軽減、又は負担増につながらない算定制度とするなどです。説明いたしますと、今の共同事業は高額なレセプトが発生した時に、一時的に貸してくれ、各組合が負担するのですが、その後、数年かけて月賦方式で返していくものです。結局、負担が減るというものではありません。公費負担もありますが 2 割程度です。ただし新たな拠出金負担には反対が強く、傘下の各組合からは反対の意見が強いようです。今のところは実現困難でも、国に補助金増額を働きかけるべきとの考え方が強いようです。

以上、現理事役員の任期は 7 月 31 日までであります。現在当組合が抱えている主要な問題点について申し上げ、次の理事会に解決への努力をお願いしたいと思います。冒頭申し上げました様に国では「次の一体改革の大きな方針」が検討されようとしている時期です。医師国保にとっても激変する新たな医療

環境に備えて、今後5年、或は10年先を見据えての組織の在り方、保険料の在り方などが検討されていかなければならないのではないかと思います。

皆さんすでにご承知と思いますが、この度、小玉県医師会長が日医常任理事となり、医師国保担当となりました。日医にも医師国保への大きな支援をお願いしなければなりません。私自身も努力も大事であり、慎重かつ大胆に変革を遂げながら秋田県医師国保組合を充実発展させていただくようお願いしてご挨拶いたします。